



様式第一号（第一条関係）

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成30年11月16日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏名

東京都知事 小池 百合子  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所)



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項の規定により、船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類  
一般水底土砂：御蔵島港における港湾整備事業並びに三浦漁港における漁港整備事業によって発生する水底土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号ロの政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1のとおり）

※許可の年月日  
年 月 日

※許可番号

△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項  
廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間  
平成30年12月29日～平成35年3月31日（5年間）

海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量  
体積量 7.775万m<sup>3</sup>

単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量  
平成30年12月29日～平成31年12月28日：2.475万m<sup>3</sup>  
平成31年12月29日～平成32年12月28日：1.325万m<sup>3</sup>  
平成32年12月29日～平成33年12月28日：1.325万m<sup>3</sup>  
平成33年12月29日～平成34年12月28日：1.325万m<sup>3</sup>  
平成34年12月29日～平成35年 3月31日：1.325万m<sup>3</sup>

廃棄物の排出海域  
廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する海域IV海域のうち、以下の点を中心とした半径3.5kmの円に囲まれた範囲内の海域。  
北緯34° 12' 57"、東経139° 41' 05"  
(詳細は別紙-2のとおり)

廃棄物の排出方法  
廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。（詳細は別紙-3のとおり）

△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項  
監視の方法  
別紙-4のとおり

監視の頻度  
別紙-4のとおり

備考  
1 ※の欄は記入しないこと。  
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

